

道路運送法及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部を改正する政令案参照条文

〔第一条関係〕

○道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（本政令施行時）（抄）

（安全管理規程等）

第二十二條の二 一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

4 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

（運行管理者）

第二十三條 (略)

2 (略)

3 一般旅客自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

(輸送の安全等)

第二十七条 (略)

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項、第二十三條第一項、第二十三條の五第二項若しくは第三項若しくは前項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九條の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十七條第二項の規定による命令に係る事項、前條の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(特定旅客自動車運送事業)

第四十三條 (略)

2 4 (略)

5 第十五條、第十七條、第二十條、第二十二條から第二十三條まで、第二十三條の五から第二十五條まで、第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條から第二十九條の三まで、第三十三條、第四十條及び第四十一條の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第十五條第二項中「第六條」とあるのは「第四十三條第三項」と、第十七條中「第十五條第一項の規定にかかわらず」とあるのは「第四十三條第五項において準用する第十五條第一項の規定にかかわらず」と、「事業計画及び運行計画の変更については、第十五條第一項、第三項及び第四項、第十五條の二第一項並びに第十五條の三第二項及び第三項」とあるのは「事業計画の変更については、第四十三條第五項において準用する第十五條第一項、第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

6 10 (略)

○道路運送法施行令 (昭和二十六年政令第二百五十号) (抄)

(旅客自動車運送事業に関する権限の委任)

第一条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの(一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。)は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一・二 (略)

三 法第二十三条第三項の規定による運行管理者の選任又は解任に係る届出の受理

四 (略)

五〇八 (略)

[第二条関係]

○軌道法(大正十年法律第七十六号) (本政令施行時) (抄)

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金(国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク)並運轉速度及度数ヲ定メ

国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

②・③ (略)

第十三条 国土交通大臣又ハ都道府県知事ハ監督上必要アリト認ムルトキハ軌道経営者ヲシテ帳簿、書類及図面ヲ提出セシメ又ハ監

査員ヲ派遣シテ軌道ノ設備、事業ノ状況並會計及財産ノ実況ヲ監査セシムルコトヲ得

第十六条 軌道経営者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ讓渡又ハ事業若ハ運轉ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ為スコトヲ得

② (略)

第二十六条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十八条の二、第十八条の三、第十九条の三乃至第二十一条、第二十三条

第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項但書及第四項、第二十七条第一項、第二項及第四項、第二十九条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項及第二項並第五十六条の二ノ規定ハ軌道ニ之ヲ

準用ス但シ同法第二十一条中鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）トアルハ明治四十二年法律第二十八号ト同法第二十五条第三項中第一項トアルハ軌道法第十六条第一項ト業務トアルハ事業又は運転トが前項各号に掲げる基準のいづれかに適合しなかつたトアルハに關シ公益上必要があるト同法第五十五条第二項並第五十六条第一項及第二項中国土交通大臣トアルハ国土交通大臣又は都道府県知事ト同法第五十六条の二中第五十五条第一項トアルハ軌道法第十三条トス

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（本政令施行時）（抄）

（安全管理規程等）

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

4 (略)

5 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 (略)

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができる。

（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第十九条の三 国土交通大臣は、毎年度、前二条の規定による届出に係る事項、第二十三条第一項の規定による命令に係る事項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第六条第一項の規定による勧告に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

（列車の運行の管理等の受委託）

第二十五条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の業務の管理の委託又は受託が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し受託した業務の管理について改善のため必要な措置を講ずべきことを命じ、又は第一項の許可を取り消すことができる。

(報告の徴収)

第五十五条 (略)

2 国土交通大臣は、この法律の施行に関し特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者(許可受託者を除く。)に対し、その委託を受けた業務の状況に関し報告をさせることができる。

3 (略)

(立入検査)

第五十六条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者(許可受託者を含む。)の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による立ち入り、検査又は質問を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者(許可受託者を除く。)の事務所その他の事業場に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは当該業務に係る事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。